

令和2年12月10日

関係各位

五所川原市総務部管財課長

健康保険証等の写しの提出に係る留意事項について

令和2年10月1日から、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止されました。

つきましては、本人確認書類等として、被保険者証や標準報酬決定通知書の写しの提出を求める場合については、当該書類に記載されている被保険者等記号・番号等をマスキング処理（黒塗り等）した上で提出してくださるようお願いいたします。